

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と鷹栖町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1イの表消費生活相談事業の項の次に次のように加える。

無料法律相談事業	取組の内容	圏域住民の生活の安定と質の向上を図るため、圏域住民が弁護士による法律相談を無料で受けることができる体制を整備する。
	甲の役割	圏域住民に対し、弁護士による法律相談を行う。
	乙の役割	当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

別表第1エの表広域観光のネットワーク化の項の前に次のように加える。

創業支援事業	取組の内容	圏域における経済の活性化と雇用の確保を図るため、甲の区域内にある創業支援事業者等との連携により、圏域内の創業希望者に対し、窓口相談、創業セミナー等の実施、インキュベーション施設の提供等の創業に係る総合的な支援を行う。
	甲の役割	甲の区域内の創業希望者からの初期の相談対応、特定創業支援事業に係る支援を受けた者であることの証明等を行うとともに、創業支援事業者等と連携して総合的な創業支援体制を構築する。
	乙の役割	乙の区域内の創業希望者からの初期の相談対応、特定創業支援事業に係る支援を受けた者であることの証明等を行う。
企業誘致推進事業	取組の内容	圏域における雇用の拡大と産業振興を図るため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく地域産業活性化協議会を組織する圏域内の市町が、東京都に事務所を設置し、企業誘致に関する情報の収集及び発信を行うなど、共同して企業誘致活動を実施するとともに、人材育成事業の実施を通じて誘致企業への雇用を促進する。
	甲の役割	旭川地域産業活性化協議会を運営し、企業誘致及び産業振興を図るために圏域全体の誘致活動に関する情報の収集及び発信並びに人材育成に取り組む。
	乙の役割	旭川地域産業活性化協議会に参加し、企業誘致及び産業振興を図るために活動に取り組む。

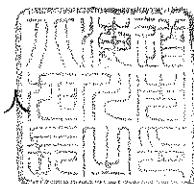
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年1月8日

旭川市6条通9丁目4,6番地

甲 旭川市

旭川市長 西川 将人



上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

乙 鷹栖町

鷹栖町長 谷 寿男

